

船橋市ペイジー口座振替受付サービス（収納機関受付方式）事務取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、船橋市指定金融機関、収納代理金融機関、及び株式会社ゆうちょ銀行（以下「指定金融機関等」という。）が、船橋市公金を預金口座振替により取扱う際に、ペイジー口座振替受付サービス収納機関受付方式（以下「本サービス」という。）により預金口座振替の受付事務を行う場合の事務取扱に関し、船橋市、指定金融機関等の取扱に必要な事項を定める。

（遵守事項ならびに定義）

第2条 船橋市および指定金融機関等は、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」という。）が定める各種規約類、サービス仕様書、導入手引書等を遵守することを確認するとともに、運営機構に対し所定の登録申請を行う。

（口座振替受付事務の範囲）

第3条 指定金融機関等は、基本契約に基づく預金口座振替による収納事務の取扱に加え、運営機構が定める収納機関規約（地方公共団体編）（以下「規約」という。）第4条に定める本サービスを取扱うものとし、本サービスの取扱にあたっては、規約の関係条項が適用になるものとする。

（取扱手数料等）

第4条 船橋市は、指定金融機関等が本サービスを提供することに伴う次の取扱手数料等およびこれにかかる消費税相当額を支払うこととし、その価格、支払方法は船橋市と指定金融機関等が協議し別途定める。

- （1） 初期導入手数料
- （2） 取扱手数料（預金口座振替契約受付1件毎）

（システム登録手続）

第5条 本サービスを取扱うにあたり必要なシステムへの諸登録手続は、別に定めるシステム条件確認書を船橋市が作成し指定金融機関等に示すものとする。

（事務手続）

- 第6条 本サービスにおいて、船橋市は規約第4条第3項に定める対応をとるものとする。
- 2 本サービスの提供場所においては、船橋市は運営機構の定める表示とともに指定金融機関等のカードが使用できる旨の表示を行うものとし、船橋市が使用する端末の画面には船橋市の名称を表示し預金者の確認を求めるものとする。
 - 3 本サービスによる契約の際、申込者および預金者の本人確認は、船橋市が責任をもって行うものとし、預金者の暗証番号の入力については必ず預金者本人に行わせるものとする。
 - 4 本サービスにおいては、預金者からの預金口座振替依頼書の提出を受けないものとする。

（協議事項）

第7条 本要綱、運営機構が定める各種規約類、サービス仕様書等において定めのない事項、または疑義がある事項については、船橋市、指定金融機関等間の協議をもって定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の規定は、平成25年4月1日から適用し、平成25年3月31日までは、なお従前の例による。